

第448回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年4月23日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	欠		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	矢部節	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	今野英子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 任	酒 井 亮
副事務局長	内 田 和 則	主 任	山 本 和 慶
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
副 主 幹	萩 原 和 夫		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年4月23日第448回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 川 目 是 英

.....

委 員 時 田 重 雄

.....

委 員 矢 部 節

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 3 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 0 件、1 6 筆、4, 7 0 4. 4 7 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 6 件、2 3 筆、4, 4 2 4. 4 5 m²である。農地改良届については、合計 4 件、5 筆、2, 7 8 3 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 6 件、4 0 筆、3 1, 0 5 6 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 5 件、6 3 筆、4 9, 9 9 1 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 5 4 件、総筆数 1 3 3 筆、総面積 1 0 5, 9 7 6 m²について申請があった。議案

説明資料のとおり、整理番号1番から54番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号50番、51番について報告する。4月18日に譲受人に話を聞いてきた。申請理由は農地拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は200日、米と野菜を作付けしており、約148アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン等を確認した。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号52番について報告する。4月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在63歳で、農業従事日数は150日以上、約285アールの農地を耕作している農家である。譲渡人は労力不足であり、耕作ができない状況であるが、申請地は現在適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号54番について報告する。4月20日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、主に稲作を行っており、ブルーベリー等も栽培している農家である。農業従事日

数は300日以上、約270アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、トラックであり、農作業には問題ない。譲渡人は高齢であり、作付けができない状況であるが、申請地は現在適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から54番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数22件、総筆数98筆、総面積76,318㎡について意見照会があった。先ほど第1号議案、整理番号7番から44番で、埼玉県農林公社

が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数11件、筆数50筆、面積33,694㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から11番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。4月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在52歳で、農業従事日数は150日、約38アールの農地を耕作している農家である。繁忙期には息子も手伝っている。農機具は実家に置いてある。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けは水稻の予定である。譲渡人は高齢であり、耕作ができない状況である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号5番、6番について報告する。4月18日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在47歳で、米と野菜を作付けしている。農業従事日数は150日、約31アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機等を所有し農作業には問題ない。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号7番について報告する。4月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在88歳で、農業従事日数150日以上、家族と共に、約42アールの農地を耕作している。譲渡人は労力不足ため耕作できないとのことである。農機具も十分保有している。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと

考える。」との発言があった。

委員から「整理番号 9 番、10 番について報告する。4 月 21 日に、農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 48 歳で、西東京市で営農しており、農業従事日数は 200 日である。収穫した作物は直売所で販売している。農機具の所有状況は軽トラ、トラクター等を所有している。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けはさつまいもの予定である。譲渡人は経営規模を縮小していきたいとのことである。以上のことから地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 11 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 3 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 4 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 4 号議案は、件数 1 件、筆数 2 筆、面積

216㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「今回、申請に至った経緯は何か。」との質問があった。

事務局は「自宅の建替えをするため、調査を行い、その際に、農地に納屋が建っていることがわかった。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすことに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数16件、筆数32筆、

面積 9,255.95 m² についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 16 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番について報告する。4 月 20 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成 19 年に設立され、建築工事を主に行っている。本社に併設された資材置場でヤシの木の栽培及び販売を行っているが、業績の好調に伴い、既存敷地だけでは置ききれなくなったため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため、資材置場として使用する計画である。雨水対策としては、敷地内浸透処理を行うとのことである。申請地は現在適切に管理されている。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 5 番について報告する。4 月 17 日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成元年に設立され、貨物自動車運送事業を主に行っている。業績の好調に伴い、既存敷地だけでは置ききれなくなったため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため、19 台分の駐車場として使用する計画である。雨水

対策としては、浸透トレンチを設置する計画である。申請地は現在適切に管理されている。周辺住民への説明も行っている。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から16番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番と5番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号については総合意見として許可相当とし、整理番号4番と5番については条件を付すことに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「改正の趣旨については、本市の行政手続等における押印義務等による市民の負担の軽減及び行政手続等の簡素化を図るため、「行政手続等における押印等の見直し指針」

及び「行政手続等における押印等の見直しマニュアル」が定められた。ついては、「行政手続等における押印等の見直しマニュアル」にしたがい、「川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程」の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、当該届出書等の提出に係る押印義務について、押印の義務付けを廃止し、本人の署名又は記名押印を選択できるようにするため、様式第1号から様式第4号中の氏名欄の「印」を削り、「本人の自署による署名又は記名押印をしてください。」又は「本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。」の文言を加えようとするものである。施行期日については、議決の日から施行しようとするものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する告示を定めることについて、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

追加議案提出

議長は、令和3年4月23日、今野委員、矢部委員から農業委員会委員の「辞任同意願」が提出された。農業委員は市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる、

となっていることから、これを追加議案とすることについて、異議がないか確認したところ、異議がなかったため、そのように決定した。

議案第7号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「今野英子委員から令和3年4月23日、辞任したい旨の辞任同意願が、農業委員会会長及び川越市長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第7号農業委員会委員

の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号について、辞任同意することに決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

議案第8号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「矢部操委員から令和3年4月23日、辞任したい旨の辞任同意願が、農業委員会会長及び川越市長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明

を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第8号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第8号について、辞任同意することに決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 8 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 5 月 6 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 川 目 是 英

委 員 時 田 重 雄

委 員 矢 部 節
